

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		緑地協定の廃止の認可			
根拠法令及び条項		都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 52 条第 1 項			
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市緑地協定要綱(昭和 58 年告示第 53 号)			
	基 準	・ 緑地協定廃止申請 過半数の合意 ・ 廃止認可申請 ○ 廃止認可公告 (法第 52 条第 2 項)			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 20 年 5 月 23 日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 25～40 日程度 (注：休日は含まない。)			
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 25～40 日			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日		
備 考					